

新 会員ポイント制度について

■事業概要と目的

新入会員や新規就業先を紹介するなどセンター事業に貢献していただいた方にポイントを付与します。ポイントが一定量に達した場合500円分の商品券や記念品をプレゼントします。この事業は、新入会促進と登録会員のモチベーションアップを図ることを目的に実施しています。

■内容

【会員】

①ポイント付与条件 **赤字は新規追加**

内容	ポイント	条件
新入会員紹介※	10ポイント	紹介した方が入会申込書を提出した時
総会出席	5ポイント	総会に出席した時
講習会出席	5ポイント	各種講習会に出席した時
ボランティア	5ポイント	センター主催ボランティアに参加した時
ヒヤリハット	5ポイント	ヒヤリハット報告書を提出した時
キャンペーン	5ポイント	ポイント付与対象就業先で仕事を開始した時
年間就業80日以上	5ポイント	請負・委任、派遣で年間80日以上就業

※新入会員紹介は専用の紹介用紙に必要事項を記入し申込み

②年間就業80日以上

4月から翌年3月までの1年間で請負・委任、派遣就業日数が80以上の会員に5ポイント付与します。年度終了後にポイント付与通知書を送付いたします。事務局へポイントカードを持参し押印後有効です。カード押印期間5/13～6/30。期間内に押印がなければ無効です。

③**商品券との交換** 10ポイント貯まるごとに常滑イオン商品券500円分と交換します(10P, 20P, 30Pで交換可)。商品券と交換した時点で残ポイントがある場合、新たなカードに繰越し。

④記念品交換

30ポイント獲得で裏面記載の常滑シルバーオリジナル記念品と交換できます。ポイントカードと引き換えに記念品申込書をお渡ししますので希望の記念品をご記入いただき提出してください。

⑤**有効期限** 常滑イオン商品券交換はポイントカード発行から2年間です。

記念品交換は6年間です。

⑥**新ポイントカード** 旧ポイントカードの押印分は新ポイントカードに移行可能です。

⑦**新ポイント制度開始時期** 令和5年4月1日

新 会員ポイント制度について

【一般】シルバー会員紹介プログラム

会員以外の常滑市内在住の方が新入会員紹介用紙を記入し会員を紹介していただいた場合、イオン商品券を進呈します。

■常滑市シルバー人材センター会員用新ポイントカード



※予算等の状況によっては会員ポイント制度を停止する場合があります。

■その他（公益認定法第5条3号との関係）

公益社団法人が社員たる正会員に対して物品を贈与する場合には、認定法第5条3号にいう「**特別の利益**」に該当しないことが条件となります。

特別の利益に該当するか否かは、「利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇」に当たるかどうかで判断されます。

このポイント制度は社会通念上合理性を欠く不相当な利益に当たらないとの判断により実施しています。

新 会員ポイント制度について

30 ポイント獲得記念品一覧

常滑市シルバー人材センターオリジナルグッズ ※オリジナルロゴ入り



ヘルメット



只今休止中
ヘッドガード



キャップ



トートバッグ



Tシャツ



ポロシャツ



パーカー



エプロン



ブルゾン



トレーナー



ロングTシャツ



タンブラー



マグカップ



サーモボトル